

# 指定管理者制度導入施設 モニタリング結果報告書

## 1 公の施設の概要について

施設の概要	名称	秋川溪谷戸倉体験研修センター 戸倉しろやまテラス
	所在地	東京都あきる野市戸倉 325 番地
	所管課	環境経済部観光まちづくり活動課ふるさと文化創生係
指定管理者	名称	新四季創造株式会社
	所在地	東京都あきる野市乙津 565
	業務内容	(1) 体験、宿泊、飲食及び展示に関すること。 (2) 団体への施設の貸出しに関すること。 (3) 市長が必要と認める事業に関すること。 (4) 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理及び運営に関する業務
ホームページ URL		<a href="http://www.tokura-taiken.jp/">http://www.tokura-taiken.jp/</a>
指 定 期 間		平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

## 2 施設の利用状況等について

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 年度	平成 年度
開館等日数 (日)	0				
利用者 (来客者) 数 (人)	-				
前年度比 (人)	/				
前年度比 (%)	/				
利用料金 (売上) 合計 (千円)	-				
前年度比 (千円)	/				
前年度比 (%)	/				

## 3 施設の収支状況について

(単位：千円)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 年度	平成 年度
収 入	指定管理料	15,508				
	利用料金収入 (売上)	0				
	自主事業収入	0				
	その他の収入	0				
	計	15,508				
支 出	人件費	4,406				
	維持管理経費	804				
	自主事業関係経費	0				
	その他の支出	10,056				
	計	15,266				
残高 (収入－支出)		242				

#### 4 施設の利用促進や市民サービスの向上の取組

利用者アンケート（実施時期や具体的な方法など）
当期間は、オープンに向けた準備期間のため、施設内にアンケートを設置していなかったが、お客様からの施設に対する問合せや予約の電話等におけるご要望・ご意見に対し、プログラムの企画や施設づくりに反映するよう心掛けた。
利用者から寄せられた意見・苦情及び対応状況
（要望）施設使用及び宿泊施設使用の申請が3月前の初日からであると、学校等の行事の予定の関係から、申込みをしにくいので変更してほしい。 （対応）市との協議の結果、規則を改正し、24月前から申請（申込み）をできるように対応しました。（平成28年7月1日以降）
利用促進のための独自事業、市民サービスの向上の取組など（取組の内容、効果など）
平成27年度は、準備期間であったため事業を行っていないが、平成28年4月以降の稼働率の向上に向けて、チラシの作成やホームページの整備、関東全域の小・中・高・大及び専門学校、市内町内会・自治会へのPRなどに取り組みました。

#### 5 経費削減のための取組

具体的な取組内容
こまめな節電や節水に心がけ、維持管理経費が掛からないように努めました。 準備に要する人員について削減し、その経費を他の必要な消耗品経費に充てるなど、限られた指定管理料の中で、平成28年4月のオープンに向け、取り組みました。

#### 6 指定管理者による総合評価

利用状況、収支状況などを踏まえて、業務改善につなげていくための総括・自己評価
平成27年度は、準備期間であったため、特に、当事業の意図を見極め、地元自治会、旧戸倉小PTA、ジオ関係者及び同業者となる旅館組合の方々との協調関係を密にし、市と連携しながら、利用者の満足度向上に向けて、取り組んでいきたいと考えています。

#### 7 所管課による総合評価（太枠にS～Bの3段階で評価を記入）

市民サービスの向上	
申込みや施設内容の問合せの電話対応時には、お客様が求めていることを十分把握し、丁寧な対応を心がけています。また、接客研修を実施するなど、オープンに向けて適切な準備を行っています。 本施設は、閉校した小学校のため、お客様を快くお出迎えできるよう施設全体の清掃を行っています。	
経費削減の取組	
こまめな節電や節水、節約に心がけ、維持管理経費が掛からないように努めています。	
業務改善につなげていくための指定管理者の管理に係る総括的な評価	
平成27年度は準備期間でありましたが、特に問題もなく管理運営を行うことができています。平成28年度以降のオープンに向けて、利用者のニーズを把握しながら、地域の方はもちろんのこと、様々な年齢層や団体の方に満足いただき、末永く愛される施設となるよう管理運営を行っていただきたいと考えています。	
総合評価	<b>A</b>

##### ※評価基準

- S：モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等よりも優れた指定管理業務を行っている。
- A：モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等に沿った指定管理業務を行っている。
- B：モニタリングチェックシートにおいて「要改善」の項目があり、協定書、事業計画書等で定める指定管理業務の一部に課題があると認められ、改善の必要がある。